

令和7年度以降

鈴鹿川水系 砂利等の採取に関する規制計画

中部地方整備局

三重河川国道事務所

令和7年度以降 鈴鹿川水系砂利等の採取に関する規制計画

1. 対象区間

種別	河川名	起点	終点	延長	摘要
幹川	鈴鹿川	0.0k	28.5k	28.28km	
支川	鈴鹿川派川	0.0k	4.0k	4.05km	
支川	内部川	0.0k	6.8k	6.72km	
支川	安楽川	0.0k	1.9k	1.73km	
	計			40.78km	

2. 規制計画の方針

- (a) 鈴鹿川は全体的に河床が安定しているが、基礎高不足の橋梁があるため整備計画河床より低下がみられる区間や連続する橋梁の保安区域を包括する区間は禁止区域とする。ただし、部分的に堆砂傾向を示している区間もあるため、掘削基準高を基に河川管理上支障とならない範囲で採取を許可していく。
- (b) 鈴鹿川派川は全体的に河床が安定しているため堆砂傾向を示している区間は採取可能とするが、複数の橋梁のうち基礎高不足の橋梁が含まれるため一部禁止区域とする。
- (c) 内部川は全体的に河床が安定しているため堆砂傾向を示している区間は採取可能とするが、橋梁及び堰が多数点在し、複数の橋梁のうち基礎高不足の橋梁が含まれるため一部禁止区域とする。
- (d) 安楽川は全体的に河床が安定しているため堆砂傾向を示している区間は採取可能とするが、複数の橋梁のうち基礎高不足の橋梁が含まれるため一部禁止区域とする。
- (e) 河床低下傾向を示していない区間は、出水等による堆砂が想定されることから掘削基準高を基に河川管理上支障とならない範囲で採取可能区間とし、堆砂状況を確認した上で採取を許可する。
- (f) 砂利採取の許認可にあたっては、取水施設等の構造物や河川環境保全のため、掘削法面の緩傾斜化・砂礫砂州等の河床形状の維持・生物の生息環境に配慮する。

### 3. 掘削基準河床及び掘削基準断面

掘削基準河床は一連区間において整備計画河床以上の平均河床高(R4測量)を包絡した線を基本とする。

平均河床高が整備計画河床より低い場合は、整備計画河床高を掘削基準高とする。

掘削勾配 1 : 3

### 4. 禁止区域等

#### (1) 禁止区域

種別	河川名	起点	終点	延長	摘要
幹川	鈴鹿川	1. 1k	1. 8k	0. 70km	橋梁が複数あるため。
		2. 3k	3. 2k	0. 90km	橋梁が複数あるため。
		3. 7k	4. 6k	0. 78km	最深河床は整備計画河床より低く、基礎高不足の橋梁があるため。
		5. 0k	6. 8k	1. 80km	最深河床は整備計画河床より低く、基礎高不足の橋梁があるため。
		7. 4k	7. 7k	0. 33km	最深河床は整備計画河床より低く、橋梁があるため。
		8. 1k	8. 5k	0. 33km	最深河床は整備計画河床より低く、基礎高不足の橋梁があるため。
		9. 6k	9. 9k	0. 30km	堰があるため。
		11. 0k	11. 3k	0. 33km	橋梁があるため。
		12. 8k	13. 1k	0. 34km	最深河床は整備計画河床より低く、基礎高不足や橋梁があるため。
		13. 4k	14. 0k	0. 68km	橋梁及び堰があるため。
		15. 8k	16. 1k	0. 32km	橋梁があるため。
		17. 8k	18. 1k	0. 35km	最深河床は整備計画河床より低く、基礎高不足の橋梁があるため。
		19. 5k	20. 0k	0. 48km	最深河床は整備計画河床より低く、橋梁や堰があるため。
		20. 9k	22. 2k	1. 37km	基礎高不足の橋梁や堰があるため。
		22. 8k	23. 1k	0. 32km	最深河床は整備計画河床より低く、基礎高不足の橋梁があるため。
		23. 3k	23. 9k	0. 54km	最深河床は整備計画河床より低く、基礎高不足の橋梁や堰があるため。
		24. 1k	24. 7k	0. 58km	橋梁及び堰があるため。
		25. 1k	25. 7k	0. 55km	橋梁及び堰が複数あるため。
		26. 1k	26. 5k	0. 36km	橋梁があるため。
		26. 9k	27. 4k	0. 53km	最深河床は整備計画河床より低く、基礎高不足の橋梁や堰があるため。
		28. 3k	28. 5k	0. 15km	最深河床は整備計画河床より低く、堰があるため。

種別	河川名	起 点	終 点	延 長	摘 要
支川	鈴鹿川派川	0.9k 1.4k 2.6k	1.2k 2.4k 2.9k	0.33km 1.01km 0.32km	最深河床は整備計画河床より低く、基礎高不足の橋梁があるため。
支川	内部川	0.1k 0.9k 2.4k 2.9k 3.4k 3.9k 4.7k 5.8k 6.4k	0.5k 2.1k 2.7k 3.3k 3.7k 4.3k 5.5k 6.0k 6.7k	0.36km 1.31km 0.33km 0.46km 0.21km 0.49km 0.78km 0.23km 0.32km	最深河床は整備計画河床より低く、基礎高不足の橋梁があるため。 最深河床は整備計画河床より低く、基礎高不足の橋梁があるため。 最深河床は整備計画河床より低く、基礎高不足の橋梁があるため。 最深河床は整備計画河床より低く、基礎高不足の橋梁があるため。 橋梁があるため。 橋梁及び堰が複数あるため。 橋梁及び堰が複数あるため。 橋梁があるため。 堰があるため。
支川	安楽川	0.4k	1.6k	1.23km	最深河床は整備計画河床より低く、基礎高不足の橋梁があるため。
	計			19.42km	

※禁止区域内に異常堆積した土砂等により流下能力が不足している場合等に関し、河川管理及び河川景観等への影響が生じない範囲で採取可能とする。

## (2) 保安区域

橋梁（鉄道） 上下流 500m

橋梁（一般） 上下流 150m（内部川は上下流100m）

取水堰・砂防堰 上下流 150m（内部川は上下流100m）

計画低水路法線及び現況護岸 20m（内部川は10m）

※保安区域内に異常堆積した土砂により流下能力が不足している場合等に関し、河川管理及び河川環境等への影響が生じない範囲で採取可能とする。

5. 掘削可能量及び採取可能量

種別	河川名	起点	終点	延長	掘削可能量(千m3)	採取可能量(千m3)	摘要
幹川	鈴鹿川	0.0k 1.8k 3.2k 4.6k 6.8k 7.7k 8.5k 9.9k 11.3k 13.1k 14.0k 16.1k 18.1k 20.0k 22.2k 23.1k 23.9k 24.7k 25.7k 26.5k 27.4k	1.1k 2.3k 3.7k 5.0k 7.4k 8.1k 9.6k 11.0k 12.8k 13.4k 15.8k 17.8k 19.5k 20.9k 22.8k 23.3k 24.1k 25.1k 26.1k 26.9k 28.3k	1.03km 0.47km 0.55km 0.49km 0.62km 0.49km 1.19km 1.17km 1.53km 0.21km 1.62km 1.57km 1.36km 0.85km 0.57km 0.20km 0.23km 0.43km 0.48km 0.42km 0.92km	866	866	
支川	鈴鹿川派川	0.0k 1.2k 2.4k 2.9k	0.9k 1.4k 2.6k 4.0k	0.88km 0.16km 0.25km 0.90km	41	41	

種別	河川名	起 点	終 点	延 長	掘削可能量(千m3)	採取可能量(千m3)	摘 要
支川	内部川	0.0k 0.5k 2.1k 2.7k 3.3k 3.7k 4.3k 5.5k 6.0k 6.7k	0.1k 0.9k 2.4k 2.9k 3.4k 3.9k 4.7k 5.8k 6.4k 6.8k	0.05km 0.31km 0.30km 0.24km 0.10km 0.19km 0.37km 0.27km 0.37km 0.04km	17	17	
支川	安楽川	0.0k 1.6k	0.4k 1.9k	0.29km 0.31km	25	25	
	計			21.43km	949	949	

6. 年次計画

令和7年度～令和11年度の5箇年計画とする。

河川名	区 間		年 次 別 計 画 (千m3)															計		
			令和7年			令和8年			令和9年			令和10年			令和11年					
	起 点	終 点	許可又は 認可の 予定量	採取能 量中の許 可又は認 可の予想 量	流 下 予想量															
鈴鹿川	0.0k 1.8k 3.2k 4.6k 6.8k 7.7k 8.5k 9.9k 11.3k 13.1k 14.0k 16.1k 18.1k 20.0k 22.2k 23.1k 23.9k 24.7k 25.7k 26.5k 27.4k	1.1k 2.3k 3.7k 5.0k 7.4k 8.1k 9.6k 11.0k 12.8k 13.4k 15.8k 17.8k 19.5k 20.9k 22.8k 23.3k 24.1k 25.1k 26.1k 26.9k 28.3k	173	173	—	173	173	—	173	173	—	173	173	—	174	174	—	866	866	—

河川名	区 間		年次別計画 (千m3)															計		
			令和7年			令和8年			令和9年			令和10年			令和11年					
	起点	終点	許可又は認可の予定量	採取可能量中の許可又は認可の予想量	流下予想量	許可又は認可の予定量	採取可能量中の許可又は認可の予想量	流下予想量	許可又は認可の予定量	採取可能量中の許可又は認可の予想量	流下予想量	許可又は認可の予定量	採取可能量中の許可又は認可の予想量	流下予想量	許可又は認可の予定量	採取可能量中の許可又は認可の予想量	流下予想量	許可又は認可の予定量	採取可能量中の許可又は認可の予想量	流下予想量
鈴鹿川派川	0.0k 1.2k 2.4k 2.9k	0.9k 1.4k 2.6k 4.0k	8	8	—	8	8	—	8	8	—	8	8	—	9	9	—	41	41	—
内部川	0.0k 0.5k 2.1k 2.7k 3.3k 3.7k 4.3k 5.5k 6.0k 6.6k	0.1k 0.9k 2.4k 2.9k 3.4k 3.9k 4.7k 5.8k 6.4k 6.8k	3	3	—	3	3	—	3	3	—	4	4	—	4	4	—	17	17	—
安楽川	0.0k 1.6k	0.4k 1.9k	5	5	—	5	5	—	5	5	—	5	5	—	5	5	—	25	25	—
計			189	189	—	189	189	—	189	189	—	190	190	—	192	192	—	949	949	—

## 7. その他

規制区域内においては、自然環境等を保護、保全するための法令等の規制、制限の設定されている区間あり、砂利採取許可にあたってはあらかじめ、河川整備計画・河川環境管理基本計画等を考慮し、河川の優れた自然環境の維持保全を図るものとする。

砂利採集にあたり、採取可能な区域においても調整が必要な場合があるため、事前に鈴鹿川出張所に相談すること。

